お知らせ 強化されました 消費者を守る法律が

施行されました。 法」の一部を改正する法律が 関する法律」及び「割賦販売 昨年12月に「特定商取引に

とおりです。 主な改正のポイントは次の

①規制の抜け穴を解消

●これまでの指定商品・指定 役務制を廃止して、訪問販 品・役務が規制対象となり 売等では原則すべての商

2011ング・オフになじま ない商品・役務等は、規制の 対象から除外となりました。

❸割賦の定義を見直して、こ 象となりました。 3回払い以上」の分割払い れまでの「2か月以上かつ 払い、2回払い」も規制対 て、「2か月以上後の1回 のクレジット契約に加え

●訪問販売業者に「契約しな 者に対しては、契約の勧誘 い旨の意思」を示した消費

をすることが禁止となりま

❷訪問販売で、通常必要とさ 等の購入契約をした場合、 できることとなりました。 契約後1年間は契約を解除 れる量を著しく超える商品 た場合は例外) 約を結ぶ特別の事情があっ (ただし、消費者にその契

③クレジット規制を強化

❶個別クレジットを行う事業

❷個別クレジット業者に、訪 誘行為について調査するこ 問販売等を行う加盟店の勧 が禁止となりました。 誘があれば消費者への与信 とを義務付け、不適正な勧 監督規定を導入しました。 改善命令など、行政による 者は登録制とし、立入検査、

❸与信契約をクーリング・オ うになりました。 クーリング・オフされるよ フすれば販売契約も同時に

●訪問販売業者等が虚偽説明 払ったお金の返還も請求が 行った場合、個別クレジッ 可能となりました。 等による勧誘や過量販売を 契約も解約し、既に支

> 6クレジット業者に対し、 与信契約の締結が禁止とな 消費者の支払能力を超える 支払能力調査を義務付け、 定信用情報機関を利用した りました。

④インターネット取引等の 規制を強化

❶返品の可否・条件を広告に 表示していない場合は、8 返品(契約の解除)が可能 日間、送料を消費者負担で となりました。

2消費者があらかじめ承諾

請求しない限り、電子メー

ル広告の送信が原則的に禁

❸電子メール広告に関する業 務を一括して受託する事業 者についても、規制の対象 となりました。

碓オプトイン規制に違反した 対象となりました。

を義務付けるとともに、 て、個人情報保護法ではカ カード番号の不正提供・不 に必要な措置を講じること バーされていないクレジッ カード情報の保護のため

止となりました。

❺クレジット会社等に対し 場合は、行政処分や罰則の

の対象となりました。 正取得をした者等も刑事罰

5その他

ことになりました。 場合、仮に商品を使用して の対価を原則請求できない いた場合でも、事業者はそ

❷違反事業者に対する罰則を 強化しました。

●訪問販売協会による自主規 度を導入しました。 等を行う団体を認定する制

trouble.jpでも確認すること 安心ガイド」http://www.no-て詳しいことは、「消費生活 このほか、この法律につい

ます。 費生活センター(■824-時~16時45分) までお願いし 0 9 9 金曜日9時~16時)や県立消 などのご相談は、産業経済課 あった場合や、身近で聞いた (893-1115 月~ また、このような事例 月~金・日曜日9

●クーリング・オフがあった

❸クレジット取引の自主規制

制を強化しました。

ができます。

相談費用は必要ありません。 まずお電話ください。

相談方法

087 - 831 - 2155

|国財務局 財務広報相談官 多重債務相談員

受付時間

9時~12時、 3日を除く。) 月曜日~金曜日 (祝日及び12月29日~1月 13時~17時

お知らせ |多重債務で お悩みの方に

談窓口」があります。 え悩んでいる方のための「相 四国財務局には、借金を抱

てください。 る問題です。悩まずに相談し 多重債務問題は必ず解決す

引継ぎも行っています。 法書士などの法律専門家への 必要に応じて、弁護士・司

相談窓口

 $\begin{array}{c} \text{FAX} \\ 0 \\ 8 \\ 7 \\ -8 \\ 6 \\ 2 \\ -8 \\ 7 \\ 8 \\ 0 \end{array}$ 高松市中野町26番1号 直